

（消防用水に関する基準）

第52条 令第27条第1項及び第2項の規定により設ける消防用水は、積雪時において、消防ポンプ自動車容易に接近することができるように維持するとともに、見やすい箇所に標識を設けなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、消防用水に関する基準について、積雪寒冷地である札幌市の気候又は風土の特殊性により、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 消防用水の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第27条のとおりである。
- 2 札幌市では、このほかに、積雪寒冷地という気候風土を踏まえ、積雪時において、消防ポンプ自動車容易に接近することができるように維持すること、見やすい箇所に標識を設けることについて規定している。これは、札幌市の年間平均降雪量が6メートルにも及ぶことから、冬期間にあっても消防用水を有効に使用できる状態に維持するためである。
- 3 消防用水の構造については、「札幌市宅地開発要綱に基づく防火水槽の技術基準」（昭和61年3月31日札幌市消防局長決裁。「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の消防用水の項を参照）によるものとし、吸管投入口のほか、採水口を設置させ、積雪時の採水が可能な構造としている。標識については、昭和50年札幌市消防局告示第66号により設置するが、省令第34条の2に定める標識を準用することができる。
- 4 札幌市における消防用水の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の消防用水の項を参照すること。